

令和7年第40回定例公安委員会会議録

開催日時	令和7年12月18日（木）午前11時8分～午後2時55分
開催場所	警察本部
第1 定例会議	
1 開催時間 午後1時30分～午後2時30分	
2 出席者	
公安委員会 久本委員長 笠田委員 杉原委員	
警察本部 青山警察本部長 渡邊警務部長 渡邊首席監察官	
山川生活安全部長 細田刑事部長 宮田交通部長	
永島警備部長 山本警察学校長 永井情報通信部長	
中嶋琴浦大山警察署長 生田警務部参事官	
（事務局等～柳原公安委員会補佐室長、総務課員）	
3 議題事項	
4 報告事項	
○警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（警務部）	
○活動服及び私服勤務におけるネクタイ省略等の試行運用（警務部）	
○各種大会報告（警務部）	
○令和8年「110番の日」における広報啓発活動（生活安全部）	
○12月及び1月中の入校、訓練概況等（警察学校）	
○琴浦大山警察署の取組状況（琴浦大山警察署）	
（1）警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（警務部）	
警察本部	

昨今、全国で熊による人の生活圏への出没事案が大きな社会問題となっている中、本年9月からは緊急銃猟制度が施行されており、また、その追加的・緊急的な対応として、本年11月には、警察官がライフル銃を用いて熊を捕獲又は殺傷できることとなった。本条例改正は、これらの作業に従事する警察官の身体的危険、精神的労苦に報いるため、爆発物処理作業など、職員が特殊な業務を行った場合に適用される特殊勤務手当に、熊対応手当を新設するものである。内容については、熊が人の日常生活に出現した場合にライフル銃を用いて捕獲し又は殺傷する任務に当たる警察官に対するもの、また、熊の緊急銃猟等において、ハンターの安全確保措置に当たる警察官に対するものに対して一日につき5,200円を支給する。

本手当の支給対象となるライフル銃を用いて熊を捕獲し又は殺傷する任務に当たる警察官とは、現場責任者、観測手を兼務する現場指揮官及び射撃担当者であり、射撃の場にいた者ということになる。また、ハンターの安全確保措置に当たる警察官については、熊の緊急銃猟が実施される際に、その場でハンターの安全確保措置を行った者が支給対象となるが、緊急銃猟での対処ができない場合であっても、現実・具体的な危険が生じ、特に急を要する状況においては、警察官がハンターに対し、猟銃を使用した熊の捕獲又は殺傷を命じることが可能であるため、その場合のハンターの安全確保措置を行った者も対象となる。

手当額については、作業の危険性・特殊性を勘案し、鳥取県警察の特殊勤務手当の中でも高い単価で設定されている爆発物処理作業手当、サリン等の特殊危険物質取扱手当と同額の5,200円としている。また、この作業は勤務時間外に呼出しを受け、夜間に従事することも想定されるため、呼出し手当の加算対象としている。この条例の改正については、県職員に適用されるものと併せて、知事部局と一括して12月議会に追加提案されており、12月22日に条例案の可決を予定している。

委員

今年の漢字になるほど、熊による被害が社会問題化している。そんな中、鳥取県警察ではいち早く特殊勤務手当の対応をするということで、有り難いことである。緊急銃猟制度は今年から始まったが、緊急銃猟制度で対処できない場合の追加的・緊急的な対応に関するものと伺っている。警察官が熊に対してどう対応するのかは非常に難しいことだと思うので、その辺りの整理が必要だと思う。

特殊勤務手当の新設により、熊からしっかり県民を守っていかなければならぬという、新たな意識付けにもなるのではないかと捉えている。相手が熊であり、訓練や教養も必要であるが、受傷事故対策についても併せてお願いしたい。

委員

熊対応手当の支給は、できれば発生してほしくないと感じるが、全国的にも熊による被害が増加していることを考えれば、条例の改正は必須であると感じた。

委員

現場で、危険や負担の多い業務に携わられる警察官の勤務実態に即した必要な手当だと思う。支給によって、警察官の意欲と安全を支えていくことが、結果として県民の安全安心につながっていくと思うので、よろしくお願ひする。

(2) 活動服及び私服勤務におけるネクタイ省略等の試行運用（警務部）

警察本部

はじめに、活動服勤務におけるネクタイ省略について説明させていただく。暑熱対策の一環として、本年4月1日から警察庁の規定が改訂となり、活動服着用時のネクタイ省略が可能となった。当県では6月1日から交番・駐在所内において脱帽することを試行運用中であるが、更なる職員の負担軽減及び公務能率の向上を図るため、活動服着用時におけるネクタイの省略についても試行運用を行う。試行運用期間については、令和8年1月1日から3月31日までの3か月間としており、その後、問題点等がなければ4月1日から本運用を開始する予定である。首の圧迫を解放することで、身体への負担が軽減され、公務能率の向上、ネクタイをつかまれる等の暴行被害の抑止等が見込まれている。ネクタイの省略については、省略することができるというものであり、斉一を図るため、実際の着脱については所属長の指示により実施する。活動服は、主に交番・駐在所、自動車警ら隊等の地域課員、事故現場等に臨場する交通課員、留置・護送業務等を担当する留置管理課員が業務を実施する際に着用するものとなっている。現在、中国地方では本県以外の4県がネクタイ省略の運用を開始していると把握しており、当県での試行運用について報道機関に資料提供し、県民への周知を図っていく予定である。

次に、私服勤務におけるノーネクタイ等の試行運用について説明させていただく。職員が快適に業務を推進できる職場環境を構築し、職員の公務能率の維持向上、ストレス緩和による超過勤務の削減及び光熱費の減少のほか、警察の堅いイメージを払拭することによる優秀な人材の確保など、働き方改革の一環としてもスーツ勤務の職員を対象にノーネクタイ・ノー上着の試行運用を行うものとしている。当県警察の服装に関する根拠規定は、鳥取県警察職員の服務に関する訓令及びその訓令に基づく例規通達に定められており、清潔かつ端正、品位の保持に努めることと規定されており、規定を逸脱するがないように運用していくたいと考えている。試行運用期間は、活動服勤務におけるネクタイ省略の期間と同様に、令和8年1月1日から3月31日までの3か月間としており、こちらについても問題がなければ4月1日から本運用の開始を予定している。

試行するまでの留意点について、現状、当県においては5月から10月末までの6か月間をクールビズ期間としており、既にノーネクタイを実施しているため、これを通年化することに大きな支障はないと思われるが、職員の品位が保たれる

よう、警察職員一人一人が自覚を持って、常に模範となるよう努めなければならないと考えている。試行運用を実施することに当たり、当県警職員に対し、ノーネクタイ等の運用について、事前のアンケートを実施したところ、結果としては84.5パーセントの職員が賛成の意見となっている。こちらの取組についても報道提供を行う予定としている。

委員

クールビズがはじまってから、社会全体でネクタイを省略する動きが増えていくと感じている。比較的堅いイメージの銀行員もネクタイを省略されているところがあり、ネクタイをしていなくても、きちんとした服装をされているので、特に違和感を感じていない。警察職員についても、運用に当たっては、清潔かつ端正、品位の保持、不快感を与えないということを念頭に進めていただきたいと思う。本件の運用はメリットが大きいと思うので、対応をよろしくお願いする。

委員

危険を伴う現場に臨場する際、ネクタイの着用が受傷事故につながることを考えれば、今回の見直しは大切なことであると感じる。警察職員の身の安全が第一であり、また、警察のイメージを崩さないように進めていただきたい。

委員

近年、気候の変化が大きく、業務能率の向上を考えると、時代に即した必要な取組であると感じる。一方で、県民の目に触れる警察職員という立場であるので、そこを意識して、身だしなみの節度等を保ちながら運用に努めていただきたい。

（3）各種大会報告（警務部）

警察本部

職員が出場した大会について4件報告させていただく。

1件目は、11月14日に鳥取市武道館において開催された、令和7年度鳥取県警察逮捕術大会において、警察本部、警察学校及び各警察署代表選手による対戦が行われ、A組の優勝が米子警察署、準優勝が倉吉警察署、B組の優勝が琴浦大山警察署、準優勝が郡家警察署という結果であった。2件目は、11月28日に警視庁術科センターにおいて開催された、令和7年度全国警察逮捕術大会に逮捕術特別訓練員7人が参加した。結果は、21チームで争う第3部の団体戦において、予選リーグでは皇宮警察及び秋田県警察を破り、予選リーグを突破したが、決勝リーグでは石川県警察、山梨県警察に敗れ、決勝戦進出とならなかった。3件目は、11月28日に警視庁術科センターにおいて開催された、令和7年度全国警察拳銃射撃競技大会に拳銃特練員4人が出場し、第3部団体競技21チーム中14位となった。4件目は、12月5日に鳥取県警察学校において開催された、

令和7年度鳥取県警察拳銃射撃競技大会において、警察本部、警察学校及び各警察署代表選手による団体競技が行われ、A組の優勝が米子警察署、準優勝が鳥取警察署、B組の優勝が浜村警察署、準優勝が境港警察署という結果になった。個人競技では、上級の部の優勝が鳥取警察署の職員、準優勝が米子警察署の職員で、一般の部の優勝が倉吉警察署の職員、準優勝が境港警察署の職員、満点賞が鳥取警察署の職員であった。

委員

全国警察逮捕術大会では団体戦で予選リーグを突破し、決勝リーグに進まれたというすばらしい結果であった。拳銃射撃関係では、全国大会及び県内の大会でそれぞれ健闘された。いずれも警察官に必要なスキルであり、全国大会等を通して良い刺激をもらったと思うので、今後も切磋琢磨しながらスキルアップを図ってもらいたい。

委員

県内の逮捕術大会、拳銃射撃大会を視察させていただいた。逮捕術大会では、一撃の大切さを感じさせられ、現場で犯人と対峙した際に隙を見せることがないよう、真剣に訓練や大会に取り組んでおられることが伝わってきた。拳銃射撃大会では、警察学校の生徒を含め、レベルの高さを感じさせられた。県内のレベルを向上させ、全国で通用する選手が育っていけばと思う。

委員

大会出場のための訓練は、日々の警察業務の遂行につながると感じる。今後も様々な大会に出場し、技術の研さんには努めてもらいたい。

（4）令和8年「110番の日」における広報啓発活動（生活安全部）

警察本部

警察では、毎年1月10日を110番の日と定め、その時期に110番の適正利用を広く県民に訴える活動を行っている。内容については、緊急性を要さない相談などに関しては、各警察署や#9110の警察総合相談電話等の相談窓口を紹介するなど、適正な利用について、県民の理解と協力を得るため、重点的に広報啓発活動を行うものである。

今回の主な活動について、本部通信指令課では、1月8日のNHKのニュース番組であるいろ★ドリの「ふるさと伝言板」に通信指令課員とぱとろーくん、ぱとこちゃんの出演を予定しており、110番通報の適正な利用を呼び掛けることとしている。また、広報啓発物品として作成した広報用のウェットティッシュを各警察署に配布し、街頭広報で活用する予定としている。このほか、県警察ホームページ、X、警察本部庁舎1階に設置してあるデジタルサイネージを使用した

広報を実施しているところである。加えて、ラジオスポットCMによる広報、地元新聞2紙での広報文掲載を予定している。

続いて、各警察署の取組についてであるが、大型商業施設やJRの主要駅、道の駅において街頭広報を実施するほか、管内のケーブルテレビ、有線放送などによる放送、自治体の広報紙、防災行政無線を活用した広報啓発など、各署で工夫を凝らした活動に取り組むこととしている。

近年の110番通報件数は、令和4年から令和6年まで増加傾向にあったが、本年は11月末現在で、前年同期比1,343件の減少となっている。通報の中でも、掛け間違いなど、措置を要さない非措置件数もかなりの件数となっている。昨年は、110番受理に当たる警察職員を誹謗・中傷する迷惑電話を繰り返した被疑者を業務妨害で逮捕したほか、虚偽通報をした者を軽犯罪法違反で検挙した事例があるが、本年は、これまで顕著な事案は発生していない。非措置件数は、スマートフォンの誤操作による通報が多く含まれており、引き続き、注意喚起と広報啓発活動を行うほか、各種警察活動を通じ、広く県民に110番通報の適正利用を呼び掛けていく。

委員

緊急性のない相談等については、警察総合相談電話に掛けていただくことで、緊急性のある案件を優先的に対応することができる。また、非措置件数が例年2割近い数値となっているが、悪質なものばかりではなく、間違いの方もあるのではないかと思っている。これらについて、適正な利用を呼び掛けるための広報をよろしくお願いする。

委員

110番の日の広報を、しっかりとお願いする。

委員

緊急通報の大切さや、適正な利用について改めて伝える非常に良い取組だと感じる。110番通報の正しい理解と適正利用とともに、緊急を要さない相談等の窓口に関する広報にも努めていただきたい。一人一人の正しい理解が、本当に必要な場面での迅速な対応につながると思うので、よろしくお願いする。

(5) 12月及び1月中の入校、訓練概況等（警察学校）

警察本部

まず、入校関係であるが、採用時教養については、初任科第102期生が引き続き入校中であるのに加え、令和8年1月13日には、9月に卒業した初任科第101期生が初任補修科第49期生として入校する。専科については、緊急自動車運転技能者専科が入校予定である。任用科については、生活安全任用科、刑事

任用科、交通任用科が入校予定である。

12月中の行事・訓練等の予定等については、卒業試験の実施、鳥取県警察拳銃射撃競技大会への参加、教育支援施設生徒の学校見学、捜査第二課長による訓育、園児に対する防犯等講習を実施した。また、12月19日に拳銃検定を受検することとしており、年末年始休暇は学生に連休を取得させ、家族との時間を過ごし、心身のリフレッシュを図ることにより、2月2日の卒業に向け、より高いモチベーションを持って取り組むこととしている。

1月中の行事・訓練等の予定について、初任科生は柔道・剣道の昇段審査を受検する。また、琴浦大山警察署と黒坂警察署の協力を得て、大山での冬山遭難救助訓練を行う予定である。初任補修科生については、1月13日に入校式を挙行することとしている。

終わりに、園児に対する防犯等講習の関係で、園の方からは、これから冬休みを迎えるのに当たり、良いタイミングで講習を企画していただき、園児も勉強になり、安全安心につながったという声があったほか、学生からは、園児と触れ合うことで、将来を担う子どもたちを交通事故や犯罪から守るために一人前の警察官になるという決意が固まったという声があった。

委員

初任科生の卒業式が近づいてきた。冬山での訓練を実施されることがあるが、大山の冬山は厳しいので、訓練に当たっては安全配慮をお願いする。園児に対する防犯等講習について、ちょうど冬休みに入るタイミングであり、園からも大変感謝されたとのことであり、良い経験になったと思う。将来の県警察を担っていく学生に対し、引き続き愛情を持って厳しく教育をお願いしたい。

委員

園児に対する防犯等講習を実施され、良い経験をされたと思う。教える立場は難しいと思うが、警察学校での経験が基となり、優秀な人材が育っていくことを期待している。

委員

警察学校では、術科や実習、体力鍛成、教養と幅広く取り組まれている。園児に対する講習を実施され、園児の皆さんからは、警察官は怖くない、頼りになるという理解につながったと思う。学生の皆さんにも警察官としての自覚が生まれる、非常に良い取組だと思う。警察学校では、社会人としての規律や協調性など幅広く身につくと感じたので、その様な学びを通して警察官としての教養を深めてもらえたと思う。

琴浦大山警察署

琴浦大山警察署長から、女性専用留置施設についての取組、大山遭難事案対応、重点を捉えた対策について説明がなされた。

委員

琴浦大山警察署では、女性専用留置施設の運用が令和5年から始まり、順調に運用していただいていると伺った。また、大山での遭難事故への対応が大きな任務の一つであり、事故発生状況を見ると、毎年死亡事故が起きている。大山は危険性が高い山であり、県内、県外からの登山客を守るためにしっかり取り組んでいただいているが、訓練に当たっては、二次遭難の防止にも重点を置いていただきたい。若手警察官による腹話術交通安全教室を実施されているとのことであるが、腹話術は非常に良い広報手段であり、園児や学生、高齢者にも伝わりやすいと思う。引き続き、琴浦大山エリアの安全安心をよろしくお願ひする。

委員

琴浦大山警察署では、SNSでの啓発に力を入れておられる。大山の冬山は遭難事故が多いイメージであるが、救助する側も対応に至難されていると思う。琴浦大山警察署は管轄するエリアが広く、海から山まで対応が大変だと思うが、引き続きよろしくお願ひする。

委員

琴浦大山警察署は地域特性がある警察署で、幅広い業務に携わっておられ、女性専用留置施設の運用等、非常に努力されていると感じた。大山の遭難救助は大きな仕事の一つだと思うが、山岳遭難事案の発生件数に対し、無事救助された件数が少ないと感じた。遭難救助に関しては、今後も迅速な対応に心掛けていただきたい。また、特殊詐欺対策について、あらゆる手を尽くして対応しておられ、一日警察署長を委嘱しての広報など、受け取る側が親しみやすく、分かりやすい広報の必要性、重要性を感じた。最後に、県内の高校山岳部に対するリクルート活動を実施されたとあったが、欲しい人材をピックアップにしていただくななど、引き続き、分かりやすいリクルート活動への取組をお願いする。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

3 事前説明

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

4 報告事項

公益通報（外部通報）の受理状況

5 決裁

- ・鳥取県公安委員会における情報セキュリティに関する規程の制定について
- ・犯罪被害者相談員等の変更（任命）について

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。